

ミンククジラの捕獲可能量及び漁獲可能量（TAC）配分数量の更新について

1. 我が国は、令和元年、大型鯨類を対象とした捕鯨業の再開に先立ち、ミンククジラ、ニタリクジラ及びイワシクジラの捕獲可能量を算出しました。算出結果については、独立科学者グループ（レビューパネル）によるレビューを受け、妥当と判断された数値を捕獲可能量として確定しましたが、ミンククジラについては、レビューパネルから「新たな資源量推定値が得られた場合は、直ちに捕獲可能量の計算を更新し、改定した捕獲枠を設定すべき」と勧告されました。

（参考）「日本の科学者から提出された日本の商業捕鯨のための捕獲可能量にかかる提案に対する独立科学者グループによるレビュー報告書（仮訳）」

(<https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-47.pdf>)

2. 今般、ミンククジラの新たな資源量推定値が得られたことから、上記の勧告を踏まえ、前回と同様、以下のプロセスによりミンククジラの捕獲可能量を再計算し、漁獲可能量（TAC）¹ 配分数量の再設定を行いました。

- （1）我が国の科学者が、国際捕鯨委員会（IWC）が開発した改訂管理方式（RMP）に沿って捕獲可能量を計算。
- （2）レビューパネルが、我が国科学者による捕獲可能量の計算方法、計算結果及び使用したデータをレビューし、妥当性を確認。
- （3）水産庁が、レビューパネルからの報告を考慮して捕獲可能量を確定。
- （4）水産庁が、確定した捕獲可能量から、定置網による混獲数（直近5年間平均）を差し引いて、TACを設定。
- （5）設定したTACから水産庁留保分²を差し引き、TAC配分数量として捕鯨業者に配分。

3. 更新されたミンククジラの捕獲可能量及びTAC配分数量は「令和4管理年度における捕鯨業のTAC配分数量の期中改訂について

(<https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-11.pdf>)」のとおりです。

4. 我が国の科学者によるミンククジラの捕獲可能量の再計算に関する詳細は、「別紙1：改訂管理方式（RMP）に沿って算出された北西太平洋ミンククジラの捕獲可能量の改訂について（仮訳）」のとおりです。

¹ 令和4年から、改正漁業法に基づき、TACによる管理に移行。

² 水産庁がTACを設定する際、漁期中に漁業種類間でのTACの融通や操業時期の調整を円滑に行うことを目的として、一定量を留保するもの。

5. 我が国の科学者によるミンククジラの捕獲可能量の再計算方法・結果に対するレビューパネルによるレビューの結果は、「別紙2：北西太平洋ミンククジラの捕獲可能量の改定案に対する独立科学者グループによるレビュー報告書（仮訳）」のとおりです。
6. なお、我が国の科学者は、このレビューパネルによるレビュー結果を、総じて公平かつバランスが取れたものであると考えています。
7. 水産庁としては、レビューパネルによって示された技術的勧告を考慮しつつ、引き続き調査研究を推進し、科学的根拠に基づく鯨類資源の持続的利用を一層図ってまいります。